

鳥労基発 0428 第 1 号
令和 3 年 4 月 28 日

建設関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長

建設業における死亡災害の撲滅について（要請）

日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年に発生した鳥取県内の建設業における死亡者数は 5 名となり、過去 10 年間に於いて最多となりました。その発生状況を見ると、交通事故によるもの 3 名、建設機械の墜落・転落によるもの 2 名となっており、作業場所である現場からの移動中、建設工事において通常使用される建設機械での作業中に発生しています。

鳥取労働局では、現在、平成 30 年度から 5 か年間の「第 13 次労働災害防止推進計画」を推進しているところですが、令和 2 年の状況を見ると今後において死亡災害、重大災害が増加傾向へと転ずることが懸念されるものであり、非常に危機感を持っているところです。

このため、貴職におかれましては死亡災害撲滅のため、下記の「交通災害防止」、「建設機械災害防止」、「墜落・転落災害防止」を中心とした労働災害防止対策の徹底を、会員事業場に対し指導、援助くださいますようお願い申し上げます。

記

1 交通労働災害防止

自動車、トラック等による移動（通勤を含む）を行う労働者に対して継続的な交通労働災害に係る安全衛生教育を実施すること。

特に、冬季、台風シーズン等、季節や気象に対応する適切な時期の実施に配慮すること。

2 建設機械災害防止

各現場の作業工程に応じ、使用する建設機械の種類、能力に応じた作業計画を作成し労働者への周知徹底を行うこと。

3 墜落・転落災害防止

足場、はしご、脚立等を使用する作業について、設備の安全対策を徹底させること。

特に、短時間、臨時的な作業を行う場合やはしご、脚立等を用いる場合に対策が徹底されるよう、労働者への定期的な安全教育の実施に配慮すること。

【参考資料】

- ・ 建設業の死亡災害撲滅に向けての重要事項自主点検表
- ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント（抜粋）
- ・ 建設機械による労働災害を防止しましょう。
- ・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！
- ・ はしごを使う前に / 脚立を使う前に

資料は、下記の鳥取労働局HPに掲示しています。ご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_121080.html